入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成26年8月12日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
関東地域担当本部長　守安　雅志

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

○第１号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　南幸市街地住宅基本設計その他業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、独立行政法人都市再生機構が神奈川県横浜市において保有する賃貸住宅について、除却し、新たに建設した場合の基本設計等を行う業務である。主な業務内容は次のとおりである。

・基本設計業務
・工事費算定業務（工事費算定用図面作成、積算）

⑷　履行期限　平成28年12月28日

⑸　本業務は、当初業務と契約予定業務の一括競争入札により落札者を決定し、次の①から③までの業務の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき業務請負契約を締結する協定型一括入札方式の試行業務である。

①　当初業務
業務件名　南幸市街地住宅基本設計等業務
履行期間　契約締結日の翌日から平成27年３月31日まで

②　契約予定業務（その１）
業務件名　南幸市街地住宅工事費算定等業務
履行期間　平成27年４月上旬から平成28年３月31日まで（予定）

③　契約予定業務（その２）
業務件名　南幸市街地住宅設計監修等業務
履行期間　平成28年４月上旬から平成28年12月28日まで（予定）

⑹　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑺　本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　指名されるために必要な要件

⑴　次の㋐に掲げる資格を満たしている単体企業又は㋑に掲げる資格を持つ設計共同体。

㋐　単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。（http://www.urnet.go.jp/order/pdf/jishisaisoku.pdf を参照）

②　当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　参加表明書及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

⑤　一級建築士を３人以上有していること。

⑥　以下に記載するいずれの同種業務においても各１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。

・平成16年度以降において竣工したＵＲ賃貸住宅の建物設計業務※
・平成16年度以降において竣工した20階以上のＲＣ又はＳＲＣ造集合住宅の建物設計業務※

※建物設計業務とは基本設計、実施設計又は工事費算定用図面作成業務のいずれかをいう。

㋑設計共同体　㋐に掲げる条件を満たしている者（㋐①～④については全ての構成員に必要な条件、㋐⑤⑥については代表者に必要な条件）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年８月12日付関東地域担当本部長公示）により、関東地域担当本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

⑵　以下の①から⑤に掲げる要件を満たす管理技術者、主任技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。

①　以下の要件を満たすもので、管理技術者、主任技術者（意匠及び構造担当）及び担当技術者（意匠及び構造担当）については、２⑴㋐⑥に示す同種業務に従事したことが各１件以上ある者。

・管理技術者については、一級建築士の資格を有し、かつ実務経験が13年以上あること。ただし、担当技術者との兼任は不可とする。
・主任技術者及び担当技術者の要件については、入札説明書を参照すること。

②　管理技術者、意匠担当の主任技術者及び担当技術者については再委託を認めない。

③　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。

④　参加表明書に記載された管理技術者、主任技術者及び担当技術者については変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。

⑤　配置予定の管理技術者、意匠担当の主任技術者及び担当技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

３　協定型一括入札方式に係る事項

⑴　用語の定義　用語の定義は次のとおりとする。

①　「当初業務」とは、一括入札の対象とする業務のうち、最初に契約する業務をいう。

②　「契約予定業務」とは、一括入札の対象とする業務のうち、当初業務以外の業務をいう。

③　「全体業務」とは、一括入札の対象とする全ての業務をいう。

⑵　契約方法等

①　複数の業務を一括して発注することを条件として、全体業務の総価格による入札を行い、「４　総合評価に係る事項」により落札者を決定する。

②　決定した落札者は当初業務及び契約予定業務の契約に関する事項等を定めた協定を締結するとともに、当初業務の請負契約を締結する。

③　契約予定業務の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことは出来ない。なお、契約の締結にあたっては、関東地域担当本部長が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該業務に関する契約書を提出しなければならない。

⑶　契約金額の決定　当初業務及び契約予定業務の契約金額（税抜き）は、発注者が積算した価格に全体業務の落札率（入札金額を予定価格で除し、小数点以下第４位を四捨五入したもの）を乗じた額（10円の位を四捨五入）とする。

４　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法

①　技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点＝（技術評価点の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（イ及びロに係る評価点）＋（技術提案評価点）

技術提案評価点＝（ハに係る評価点）＋（ニに係る評価点）

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じて下記イからニの評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は80点とする。

イ　企業の経験及び能力
ロ　予定技術者の経験及び能力
ハ　実施方針
ニ　評価テーマに関する技術提案

②　価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は20点とする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

③　総合評価は、上記イからニにより得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。